

落札後の注意事項

鹿児島市インターネット公売における落札後の注意事項を説明します。

■危険負担

買受代金の全額を納付したとき、落札者に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。

■契約不適合責任

公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び鹿児島市には担保責任は生じません。

■引き渡し条件

公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点での状況（現況有姿）で引き渡します。

■返品・交換

落札された公売財産はいかなる理由があっても、返品、交換できません。

■鹿児島市の引き渡し義務

鹿児島市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売財産の引き渡しを行います。

■保管費用

買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、保管費用がかかる場合があります。

■落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合

売却決定後、買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税など）についての完納の事実が証明されたとき、売却決定が取り消され、この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。

買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間、落札者は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。